

平成29年度法人本部事業計画

1 総論

全ての世代が安心感と納得感の得られる、「全世代型」の社会保障制度に転換を図り、社会保障制度を将来世代に伝えるため、国では持続可能な社会保障の構築に向けた様々な見直し検討が行われています。公助による支援にも限界があり、すべての世代が相互に支え合い、必要な財源を確保していかなければなりません。

そのような中、社会的孤立や生活困窮、格差の問題など新たな課題が生じてきています。また、家族や職場、地域といったつながりの形が変化する中、共助や互助の取組も含めて社会福祉法人の新たな取組が求められている状況にあります。

このような社会福祉法人に対する期待は、社会福祉法人が公益性と非営利性を強く求められる組織として位置づけられているところにあります。昨年3月の社会福祉法の改正も、より明確に社会福祉法人の地域における公益的取組を責務として求めています。

現在、当法人内に「地域における公益的取組推進委員会」を立ち上げ、月1回のペースで事業の選択と実施計画の検討を進めている状況にあり、平成29年度中の事業実施を目指しています。

また、社会福祉法人には法人経営の透明性の確保や高い公益性に基づくガバナンス（組織統治）の確立が要請されています。当法人の収益から、平成33年度には会計監査人の設置が予定されているため、社会的ルールを遵守し、また、社会に対して十分な説明責任を果たすため、公正かつ適正な経営を可能とするガバナンスの整備を行います。

2 重点目標

- (1) サービスの質の向上
- (2) 地域における公益的取組の推進
- (3) 信頼と協力を得るための情報発信
- (4) 人材の確保に向けた取組の強化
- (5) ガバナンスの整備確立

平成29年度照古苑事業計画

I 総論

昨年は、年度当初の4月14日・16日に発生した熊本地震により照古苑の各施設が大きな被害を受けたことにより、計画していた老朽設備等の更新・改修ができなかったため、平成29年度に実施し、利用者にとって快適で安全な施設の維持整備を図ってまいります。

現在、労働者供給環境が厳しい中、熊本県の有効求人倍率は全国平均を上回っており、人材確保が困難となってきています。今後は、今いる職員の育成及び離職防止の観点から、職員のモチベーションアップにつながるような職員研修の充実を図り、利用者の満足できる良質なサービスの提供に努めてまいります。

平成29年度は、特別養護老人ホーム照古苑の開設から40周年の年を迎えます。地域に根ざした照古苑、地域に貢献する照古苑を地域のみなさまに知ってもらえるよう、広報やホームページを充実しながら周知してまいります。

II 運営方針

宇土の風土に培われてきた暮らし方に合った利用者の介護を、関係法令及び関係規程に従い、健康管理、衛生管理、安全管理、身体拘束の廃止、個人情報保護等に留意しながら質の高いサービスの提供に努め、利用者及び家族の満足及び地域社会の信頼が得られる照古苑を目指します。

1 基本理念

「みなさまが安心して歳をかさねられる地域づくりに貢献します」

2 基本方針

- (1) 「ご利用者の意思と人格を尊重します」
- (2) 「信頼され満足していただけるサービスを提供します」
- (3) 「すべての職員が自己研鑽に努め、互いが連携してみなさまを支えます」
- (4) 「地域との結びつきを大切にし、開かれた施設をめざします」
- (5) 「誇りを持って働ける職場づくりに努めます」

III 重点目標

1 サービスの質の向上

介護サービスに従事する職員の専門性の向上を目指し、施設内外の研修会等に積極的に参加し、事業所全体のスキルアップにつなげます。

(1) 委員会活動（定例会：月1回他）

- ① 感染管理委員会
- ② 環境美化委員会
- ③ 安全管理委員会
- ④ 研修委員会
- ⑤ 身体拘束の廃止を検討する委員会

(2) 年間研修計画

- ・施設内全体研修（10回／年）
- ・階層別研修
- ・施設外研修（随時）

2 信頼と協力を得るための情報発信

- (1) 広報「照古苑」
- (2) ホームページ
- (3) 照古苑祭

3 人材の確保に向けた取組の強化

- (1) 資格取得支援制度の周知
- (2) 福利厚生等処遇の改善
- (3) ストレスチェックの実施
- (4) 照古苑職員互助組織「照友会」の支援・連携

4 照古苑開設40周年の地域への周知

IV 各事業所の重点目標

1 特別養護老人ホーム照古苑

(1) 基本方針

接遇マナーの向上を目指し、入所者やその家族とより良好な関係を築き、十分な意思の疎通を図ることで、入所者が満足できる良質なサービスの提供につなげます。

また、施設での生活が安全で快適なものとなるよう危険箇所の把握等の点検、危機管理体制の強化に向け職員間での情報の共有化を密に行い、事故の未然防止に努めます。

さらに、入所者のニーズを的確に把握し、状態に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。

実習生やボランティアの積極的な受け入れに努め、人材の確保及び育成につなげます。

(2) 重点項目

① 入所者の満足度の向上

ア 接遇マナーの向上に取り組み、サービスの内容の充実を図ります。

イ 介護職員の専門性の向上を目指し、施設内外の研修会等に積極的に参加し、その内容を職員間で共有することにより、事業所全体のスキルアップにつなげます。

ウ サービスの質の向上を図る上から、入所者や家族に対し、接遇等に関するアンケートを実施し、その結果を基に専門知識の習得や技術の研鑽に努めます。

② 施設内事故の防止

ア 館内及び居室内の整備点検をハード・ソフト両面から定期的実施し、生活空間の危険箇所・危険要因を排除するなど環境整備努めます。

イ 事故の背景や原因等を究明し、事故の未然防止に向け、職員間での情報の共有化を図ります。

③ 個別ケアの推進

ア 入所者の状態に応じた適切な介護サービスを提供するに当たり、認知症ケアの知識の習得及び技術の向上に努めます。

イ 看護職・介護職間の職種横断的な連携の強化を図ります。

ウ 入所者やその家族とのコミュニケーションを密に図ることで、的確なニーズを適時に把握できるよう努めます。

④ 人材の確保及び育成

積極的な実習生やボランティアの受け入れを通じて、介護人材の確保及び育成につなげます。

2 照古苑デイサービスセンター（通所介護）

(1) 基本方針

利用者のニーズを把握し、より一層ケアの質の向上、加算取得に向けた体制の強化を図り、各職員の専門性を重視したチームケアの取り組み、認知症や中重度の利用者の積極的な受け入れを行うなど、地域に根差した事業所として地域包括ケアの実現に努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者個々人や家族の立場に立った利用者本位のサービスの提供に努めます。

今年度から、要支援の方々の認定更新に合わせ、宇土市介護予防・日常生活支援総合事業への移行が本格化することから、現在の要支援の利用者を除いた2年後の定員としては30人規模に減員し、要支援利用者のウェルネス照古苑いきいき道場の利用に結び付けます。

(2) 重点項目

① 利用率・稼働率の向上

ア 事故防止及び利用者の健康管理に努めます。

イ 地域内の居宅介護支援事業所との連絡を密にし、利用案内や広報用チラシの配布を行い、施設の特徴をアピールし、新規利用者の開拓へつなげます。

ウ 体験利用者の積極的な受け入れを行い、新規利用者の確保につなげます。

② サービス内容の充実と質の向上

ア レクリエーション活動の選択肢を拡大するとともに、現活動の内容を充実することで、利用者の多様なニーズに応えます。

イ ゆっくり、ゆったりと食事していただけるランチタイムを豊かなものになるよう努めます。

ウ 利用者の意向に沿った新たな外出先の開拓や季節行事の企画に努めます。

・ 定期的な行事以外にも、気候の良い季節にはドライブや買物ツアーなどの屋外行事を取り入れるなど、利用者の要望を踏まえたものとします。

エ 積極的に研修会に参加し、事業所内において研修内容の職員共有化を図り、職員のスキルアップに努め、事業所として多様な技術やノウハウの蓄積につなげます。

③ 対応の個別化

ア 家族や担当ケアマネとの連携を密にし、利用者の真のニーズの把握に努めます。

イ 施設内で行うレクリエーションや体操の中に、多くの利用者が課題として抱えている部位の機能訓練につながる項目を盛り込み、機能の維持・向上を図り、在宅生活への適応能力が高まるよう支援に努めます。

3 ウェルネス照古苑いきいき道場（宇土市介護予防・日常生活支援総合事業）

(1) 通所型サービスA

① 基本方針

利用者が、生活機能を落とさず自立した日常生活をおくれるよう、セルフケア能力を高める働きかけを行います。

利用終了後も、日々の生活の中で生きがいを持ち、役割遂行が行えることを目指し、一般介護予防事業やインフォーマルサービス等を利用できるよう支援に努めます。

② 重点項目

ア 利用者の心身状態が悪化しないよう生活上の安定を図り、インフォーマルサービスとの連携を図ります。

イ 地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービスを提供する者との連携に努めます。

(2) 通所型サービスC

① 基本方針

生活機能が低下している利用者に対し、リハビリ専門職が集中的にケアを行うことで利用者の生活機能が改善・向上するよう努めます。

また、利用終了後も継続して介護予防に取り組めるよう、利用者のセルフケア能力を高める働きかけを行います。

一般介護予防事業やインフォーマルサービス等を利用できるよう自立に向けたプログラムを実施します。

② 重点項目

ア 利用終了後も介護予防・日常生活支援総合事業にボランティアとして参加することで役割を持てるよう働きかけます。

イ 利用終了後すぐに利用開始前の状態に戻ることがないように、介護予防の取り組みを継続し、できるだけ長く機能を維持できるよう利用中から働きかけます。

ウ リハビリ専門職は、利用開始時及び終了時の2回、利用者の自宅を訪問し自宅での生活動作確認や助言を行います。

エ 地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービスを提供する者との連携に努めます。

4 照古苑ショートステーション（短期入所生活介護）

(1) 基本方針

利用者や家族が必要とするときに必要な内容のサービスを適切に受けることができるよう、ケアマネなど関係者との緊密な連携に努めます。

施設内において職種横断的な連携を強化し、介護事故の未然防止に努めます。

接遇マナーの向上に取り組み、利用者や家族との信頼関係を構築し、サービスの付加価値を高めます。

(2) 重点項目

① 定期利用の推進と新規利用者の確保

介護者の負担軽減を図る上から、定期的な利用の拡大に努め、新規利用者の開拓として地域内の居宅介護支援事業所との連携を密に行います。

② 介護事故の防止

ア サービス利用中の介護事故を未然に防止するため、職種横断的に危機管理体制の強化を図ります。

イ 事故の原因等を分析し、職員間での情報の共有に努め、再発を防止します。

③ 接遇マナーの向上

利用者の意向に沿ったサービスの提供を実現するため、接遇マナーの向上に努め、利用者や家族との意思の疎通を図ります。

5 宇土市地域包括支援センター

(1) 基本方針

地域住民に近い支援機関として包括支援センターの担う役割を果たせるよう機能強化を図り、ネットワークを活かした運営に努めます。地域の実情に応じ、予防、見守り、認知症対策、権利擁護など各事業を一体的に行います。住民、医療機関、事業所など社会資源との「対話」「連携協働」に努めます。

具体的には、以下のことをチーム協働で行ってまいります。

- ① 総合相談窓口として質の向上
- ② 地域との連携協働
- ③ 多様な資源の把握と連携
- ④ 有効な地域ケア会議の運営

(2) 事業内容

《包括的支援事業》

- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

《地域支援事業》

- 介護予防ケアマネジメント事業
- 地域ケア会議推進事業
- 認知症地域支援・ケア向上推進事業
- 認知症サポーター養成事業
- 認知症高齢者見守り事業
- 生活支援体制整備事業

《認知症施策総合推進事業》

- 認知症初期集中支援推進事業

《介護予防支援》

(3) 重点項目

- 社会資源の把握（お役立ち情報の改訂）
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援（在宅医療介護連携、支援困難事例等への指導助言）
- 総合相談支援事業・ネットワーク構築（ニーズや課題の把握、地域見守りネットワーク（13箇所）全体の意見交換会開催、校区社協等の各種団体に地域見守りネッ

トワークについての啓発、早期発見・対応に繋げる)

- 認知症支援（初期集中支援チーム受託・実施開始、認知症ケアパスの普及・啓発、徘徊模擬訓練の実施）
- 地域ケア会議推進事業（開催の定例化と頻度の向上、多職種参加による内容及び機能の充実）
- 生活支援体制整備事業（協議体について市・社協との連携、地域へ出向きニーズ把握・課題の共有）

6 照古苑居宅介護支援事業所

(1) 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安全・安心に暮らせるよう、医療・介護・福祉の関係機関と積極的に連携を図り、中立公正な立場で地域との結びつきを重視しながら、安心した在宅生活の継続ができるように支援します。

地域に貢献し、地域の方から信頼され、地域に選ばれる事業所を目指します。

(2) 重点項目

① 在宅生活を継続するための支援

要介護状態となった場合も、利用者が可能な限り自宅において、個人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。また、介護保険制度のサービスだけではその生活を支えきれない独居や老々介護、認知症介護の方達に対しても、地域での見守りや協力体制を構築し、インフォーマルな社会資源の活用にも努めます。

② 医療機関との連携

医療保険から介護保険への利用移行がスムーズに行えるよう、カンファレンス等へ積極的に参加し、医療ニーズの高い利用者へも主治医や訪問看護との連携を密に図り、きめ細かなサービス提供ができるように努めます。

③ 関係機関との連携

障害をもつ高齢者や認知症高齢者の支援についても、関係機関や地域包括支援センターと協働し、地域住民との共通理解を持ちながら調整に努めます。

④ 職員の資質向上

研修会等への参加や事業所内での会議、関係事業所との勉強会で情報や知識の伝達を図ります。支援困難ケースについては、事業所内で情報を共有し全員で対応できる体制を作ります。

7 地域密着型介護老人福祉施設照古苑ひまわりホーム

(1) 基本方針

地域に開かれた施設を目指し、全ての入居者が安心して安全に生活が送れる施設を目指して取り組みます。

接遇マナーの向上を目指し、入居者やその家族とより良好な関係を築き、十分な意思の疎通を図ることで、入居者が満足できる良質なサービスの提供につなげます。

また、施設での生活が安全で快適なものとなるよう危険箇所の把握等の点検、危機管理体制の強化に向け職員間での情報の共有化を密に行い、事故の未然防止に努めます。

さらに、入居者のニーズを的確に把握し、状態に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。

実習生やボランティアの積極的な受け入れに努め、人材の確保及び育成につなげます。

(2) 重点項目

① 入居者の満足度の向上

ア 接遇マナーの向上に取り組み、サービスの内容の充実を図ります。

イ 介護職員の専門性の向上を目指し、施設内外の研修会等に積極的に参加し、その内容を職員間で共有することにより、事業所全体のスキルアップにつなげます。

ウ サービスの質の向上を図る上から、入居者や家族に対し、接遇等に関するアンケートを実施し、その結果を基に専門知識の習得や技術の研鑽に努めます。

② 施設内事故の防止

ア 館内及び居室内の整備点検をハード・ソフト両面から定期的実施し、生活空間の危険箇所・危険要因を排除するなど環境整備努めます。

イ 事故の背景や原因等を究明し、事故の未然防止に向け、職員間での情報の共有化を図ります。

ウ 日常生活でのリハビリ（機能回復訓練）を実践するとともに、自立支援のサービスを心がけ、身体機能・生活能力の維持、向上を目指します。

③ 個別ケアの推進

ア 入居者の状態に応じた適切な介護サービスを提供するに当たり、認知症ケアの知識の習得及び技術の向上に努めます。

イ 看護職・介護職間の職種横断的な連携の強化を図ります。

ウ 入居者やその家族とのコミュニケーションを密に図ることで、的確なニーズを適時に把握できるよう努めます。

エ 入居者個々のニーズに応えることができるようユニット又はフロア単位でのレクリエーション活動や行事関係の充実を図ります。

④ 人材の確保及び育成

積極的な実習生やボランティアの受け入れを通じて、介護人材の確保及び育成につなげます。

8 照古苑ひまわりホームショートステイ（短期入所生活介護）

(1) 基本方針

利用者や家族が必要とするときに必要な内容のサービスを適切に受けることができるよう、ケアマネなど関係者との緊密な連携に努めます。

施設内において職種横断的な連携を強化し、介護事故の未然防止に努めます。

接遇マナーの向上に取り組み、利用者や家族との信頼関係を構築し、サービスの付加価値を高めます。

(2) 重点項目

① 定期利用の推進と新規利用者の確保

介護者の負担軽減を図る上から、定期的な利用の拡大に努め、新規利用者の開拓として地域内の居宅介護支援事業所との連携を密に行います。

② 介護事故の防止

ア サービス利用中の介護事故を未然に防止するため、職種横断的に危機管理体制の強化を図ります。

イ 事故の原因等を分析し、職員間での情報の共有に努め、再発を防止します。

③ 接遇マナーの向上

利用者の意向に沿ったサービスの提供を実現するため、接遇マナーの向上に努め、利用者や家族との意思の疎通を図ります。

9 照古苑ひまわりホームデイサービス（通所介護）

（1）基本方針

利用者のニーズを把握し、より一層ケアの質の向上、加算取得に向けた体制の強化を図り、各職員の専門性を重視したチームケアの取り組み、認知症や中重度の利用者の積極的な受け入れを行うなど、地域に根差した事業所として地域包括ケアの実現に努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者個々人や家族の立場に立った利用者本位のサービスの提供に努めます。

宇土市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAを4月1日から開設し、利用者が、生活機能を落とさず自立した日常生活をおくれるよう、セルフケア能力を高める働きかけを行います。

（2）重点項目

① 利用率・稼働率の向上

ア 事故防止及び利用者の健康管理に努めます。

イ 地域内の居宅介護支援事業所との連絡を密にし、利用案内や広報用チラシの配布を行い、施設の特徴をアピールし、新規利用者の開拓へつなげます。

ウ 体験利用者の積極的な受け入れを行い、新規利用者の確保につなげます。

② サービス内容の充実と質の向上

ア レクリエーション活動の選択肢を拡大するとともに、現活動の内容を充実することで、利用者の多様なニーズに応えます。

イ ゆっくり、ゆったりと食事していただけるランチタイムを豊かなものになるよう努めます。

ウ 利用者の意向に沿った新たな外出先の開拓や季節行事の企画に努めます。

- ・ 定期的な行事以外にも、気候の良い季節にはドライブや買物ツアーなどの屋外行事を取り入れるなど、利用者の要望を踏まえたものとします。

エ 積極的に研修会に参加し、事業所内において研修内容の職員共有化を図り、職員のスキルアップに努め、事業所として多様な技術やノウハウの蓄積につなげます。

③ 対応の個別化

ア 家族や担当ケアマネとの連携を密にし、利用者の真のニーズの把握に努めます。

イ 施設内で行うレクリエーションや体操の中に、多くの利用者が課題として抱えている部位の機能訓練につながる項目を盛り込み、機能の維持・向上を図り、在宅生活への適応能力が高まるよう支援に努めます。

④ 地域交流

ア 老人会活動や地域活動などへ積極的に参加し、地域との絆を深めます。

イ 施設が持つ人材やノウハウを提供し、事業所の存在の周知に努めます。

⑤ 通所型サービスA

ア 利用者の心身状態が悪化しないよう生活上の安定を図り、インフォーマルサービスとの連携を図ります。

イ 地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービスを提供する者との連携に努めます。

平成29年度 たんぽぽ保育園事業計画書

1 保育の目標

<p>保育理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人ひとりの子どもの最善の利益を尊重し、一人ひとりの発達に応じた援助をいたします。 ○ 子どもと家庭、家族の結びつきを支え、尊重し、家庭と協同して一人の子どもの成長を助けます。 ○ 地域社会と連携し、子育てを支援します。
<p>運営基本方針</p>	<p>本園は、児童福祉法に基づき、入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、次の基本方針を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。 ○ 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。 ○ 養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成する。 ○ 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。
<p>保育方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の方針は、その子自身の中にある。
<p>事業内容</p>	<p>ア 保育内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人ひとりが大切に育てられるために、3歳未満児は、流れる日課と担当制の実施 ・ 3歳以上児では豊かな育ち合いのなかで社会性の発達を考え異年齢保育の実地 <p>イ 職員の資質向上のための研修の充実</p> <p>ウ 特別保育事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児保育 ・ 障害児保育 ・ 開所時間延長保育 ・ 小規模一時保育（自主） ・ 小規模子育て支援（自主） <p>エ コミュニティー児童館活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学童保育 ② 地域老人とのふれ合い活動 ③ 育児相談 ④ 地域の子育て家庭への育児講座 <p>オ 食育 {食を通じた子どもの健全育成}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培やクッキング ・ 年齢にあった食事 ・ 食材の展示 <p>カ 茶の湯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茶の湯を保育に取り入れ、日本古来の伝統文化にふれ情緒の安定と情操を養う。 <p>キ スポーツクラブによる幼児体育指導（4，5才児）、外国人による英会話指導を継続し、運動能力、体力の向上、及び英会話に親しみを持たせる。</p> <p>ク 花園小学校と連携を図り、小学生との交流を通して思いやりの心、入学への期待をもたせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの生活の連続性、発達の連続性を考えながら、お互いに共通理解していく。
<p>保育目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 丈夫な身体と豊かな心を育てよう。

子ども像	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康な子ども ○ 自分のことは自分でし、見通しをもって行動できる子ども ○ みんなと仲良く遊べる子ども ○ 話を良く聞き、言葉で表現できる子ども ○ 豊かな感性を持ち、表現できる子ども
時間	<p>開園時間 午前7時～午後7時</p> <p>保育時間 午前8時～午後5時</p> <p>短時間保育 午前9時～午後5時</p> <p>延長時間 午前7時～8時 ・ 午後6時～7時 {土曜日も午後6時～7時}</p> <p>児童の保護者の状況により短縮・延長保育を行なう。</p>

2 給食の目標と運営

給食もまた保育の一環であり、乳幼児期における食事が人間形成上極めて重要であることの認識に立ち、次の目標をもって給食を実施する。

- (1) 年齢に応じて必要な栄養を与え心身の健康な発達を促す。
- (2) 保育士との協力により食事の喜びや感謝の気持ちを育て、望ましい食生活習慣を身につけさせる。
- (3) 家庭との連携を通して、地域の食生活の改善にも貢献する。
- (4) アレルギー除去食については、専門医から指示があった場合において、アレルギー疾患を持つ子どもの状況に応じて適切な対応を行う。
- (5) 食育の重要性に鑑み、次に掲げる能力を育てる。
 - ① 食べ物を選択する能力
 - ② 味がわかる能力
 - ③ 料理する能力
 - ④ 食べ物の育ちを感じる能力
 - ⑤ 元気な体のわかる能力
- (6) 3才以上児も完全給食を行う。

3 安全管理

入所児童に対する環境面での安全対策には特に配慮するとともに、児童自身が危険に対してすばやく行動できる力を日々の保育の中で身につけさせる。

また、安全対策の一環として交通安全計画・防災計画に従い実施する。

危険管理については、防犯カメラ、モニター、防犯ベル、通報システムを設置し、職員が問題意識をもって事故防止に努める。

4 保健衛生管理

入所児童及び職員の健康状態には常に注意を払い、日々の登園時健康審査を行うほか、嘱託医との連携のもとに入所時健康診断・定期健康診断を実施する。職員の健康診断を年2回行う。

また、施設内の衛生、美化に努め、伝染病や食中毒の予防に心がけ、病原性大腸菌（O-157）対策として使用水の残留塩素を測定し日誌に付ける。調理師等給食従事者の衛生管理・健康管理及びブールの衛生管理を行う。

ノロウイルスによる食中毒及び感染性胃腸炎の発生を防止するため、ノロウイルスに関する正しい

知識と予防対策の衛生管理マニュアルを作り、手洗い、うがい、換気、調理器具の次亜塩素酸ナトリウムによる消毒、食品の加熱等心がけ、感染の拡大を防ぐよう心掛ける。

5 虐待などへの対応

虐待の疑いのある子どもの早期発見と子どもやその家族に対する適切な対応は、子どもの生命の危険、心身の障害の防止につながる重要な保育活動と言える。

虐待が疑われる場合には、子どもの保護とともに、家族の養育態度の改善を図ることに努める。

保育所単独で対応することが困難なこともあり、嘱託医、地域の児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所や市町村の保健センターなどの関係機関との連携を図ることが必要である。

6 地域との連携

- (1) 児童の健全育成に果たす保育所の役割を自覚し、地域の子育てを支援する保育所として育児相談を行ない、コミュニティー児童館活動として五色山学童クラブの充実を図り、子ども110番の協力、保育所として地域児童の安全をまもる。また園庭を開放し、地域の子育て中の親子に遊びとふれ合いの場を提供するとともに、地域老人とのふれ合い活動を通して老人会との連携を密にする。
- (2) 年長児と地域の花園小学校との交流を通して小学校入学への期待を持たせる。
- (3) 照古苑及び隣接地に位置する地域密着型特別養護老人ホーム照古苑ひまわりホーム、小規模多機能型居宅介護ぬくもりを相互訪問し、お年寄りとの交流を通して感謝の気持ちや思いやりの心を育てる。
- (4) その他、保護者会や地域の子ども会、婦人会等との交流を深め、保育所のPRに努める。

7 保育園における道徳性を培う活動の充実

- ・ 道徳性の芽生えを培う活動
 - ① 基本的な生活習慣の育成
 - ② よいことや悪いことを判断する力の育成
 - ③ 思いやりの心の育成
 - ④ 社会生活上のルールを守る力の育成
 - ⑤ 生命を尊重する心の育成

8 短時間保育事業について

子ども子育て保育事業の一環として短時間保育を行う。

平成29年度 たんぽぽ保育園行事計画

定例行事	健康安全関係	安全点検・身体測定	
	地域との関わり	子育て支援	
	施設訪問	以上児毎月1回 ひまわり・ぬくもりホーム訪問交流会	
	研修	毎月運営委員会・園内(講師を招いての勉強会)	
月	行事計画	健康安全保護者. 地域との関わり	研修会
4月	入園式 お見知り遠足	役員会 園医健康診断	
5月	家族の日 保育参観・保育参加・懇談会	保育参観・保育参加・懇談会 年長児・小学校運動会	宇土市保育連盟年齢別研修会 宇土市保育連盟総会 川内講師園内研修
6月	保育参加 プール開き びかびか教室	保護者による奉仕作業 歯科検診 救急蘇生法実技指導	福岡市春日わらべうた研修会 宇土市保育連盟年齢別研修会 総括 川内講師園内研修
7月	七夕まつり お泊り保育 すこやかサークル	小学校との交流会 役員会	広島わらべうた研修会 宇土市保育連盟年齢別研修会 川内講師園内研修
8月	人形劇観劇 盆踊り 交通安全教室	小学校より参観	宇土市保育連盟年齢別研修会
9月	花園地域敬老会	敬老会参加 保護者による奉仕作業(未満児) 役員会	川内講師園内研修 宇土市保育連盟年齢別研修会 総括
10月	運動会 保育参観・保育参加・懇談会 照古苑祭参加	運動会 園医健康診断 保育参観・保育参加・懇談会 年長児照古苑祭参加	宇土市保育連盟年齢別研修会 川内講師園内研修
11月	七五三 秋の遠足	保護者との懇談会 小学校はなっこ祭り 花植え祭り	川内講師園内研修
12月	発表会 餅つき クリスマス会	餅つき 役員会	川内講師園内研修 宇土市保育連盟年齢別研修会
1月	初釜 餅つき	初釜	宇土市保育連盟年齢別研修会
2月	豆まき 人形劇観劇 保育参加 卒園記念撮影		宇土市保育連盟年齢別研修会 総括
3月	ひなまつり 新入園児面接 お別れ遠足 入園説明会 卒園式	卒園式 小学校との連絡会 保護者会総会 入園説明会 新入園児面接	宇土市保育連盟年齢別研修会

平成29年度 学童保育年間行事計画案（五色山学童クラブ）

活動 内容	① 遊びによる子どもの育成	⑤ 地域の健全育成の環境づくり
	② 子どもの安定した居場所の提供	⑥ ボランティアの育成の活動
	③ 保護者の子育ての支援	⑦ 配慮を必要とする子どもへの対応
	④ 子どもが意見を述べる場の提供	

学期	めあて	月	行事及び活動内容	遊び	年間を通して
1	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活にとけこませ仲間作りを基本とする ・基本的な生活習慣を身につける 	4	入所式・歓迎会 地域探索（下校指導・通学路を歩く） お見知り遠足	<屋外遊び> ・縄跳び ・長縄 ・サッカー ・ドッジボール ・キックベースボール ・鬼ごっこ ・砂遊び など	*誕生会 （月1回） *茶の湯 （月1回） *英語教室 （月1回） *読書 （本の貸出） *読み聞かせ （月1回）
		5	集団遊びを楽しむ		
		6	雨の日の暮らし方を知らせる		
		7	七夕制作 懇談会（夏休みの生活について） 絵手紙 簡易プール		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で物事を考え工夫する力をつけることを主眼とする 	8	バス旅行 人形劇鑑賞 盆踊り 夏休み制作 お楽しみ会 宇土地蔵祭り制作	<屋内遊び> ・レゴ ・ブロック ・オセロ ・ままごと ・折り紙 ・お絵描き ・カプラー ・将棋 ・トランプ ・新聞紙遊び ・本読み ・ミニゴルフ など	*読書 （本の貸出） *読み聞かせ （月1回） *避難訓練 *交通安全ルールについて話し合い
		9	お月見会（だんご）		
		10	運動会（保育園の運動会参加） ハロウィンパーティー		
		11	民生委員ふれあい会		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・上級生がリーダーとなり下級生を導く保育を主体とする 	12	クリスマスお楽しみ会 大掃除 年賀状を書く	・お絵描き ・カプラー ・将棋 ・トランプ ・新聞紙遊び ・本読み ・ミニゴルフ など	
		1	初詣（松山神社） 正月遊び（かるた、すごろく） 毛糸を使って ・ボンボン作り ・指網み ・あやとり		
		2	節分（豆まき箱制作）		
		3	保護者会 入所説明会 平成29年度活動報告 新年度の活動計画 お別れ会（お別れ会食）		